

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 配偶者特別控除が廃止？

Q : 所得税の配偶者特別控除が廃止されるらしいと聞いたのですが、本当でしょうか。

A : まだ決まったわけではありませんが、政府の税制調査会の報告では、配偶者特別控除を廃止すべきであると提言しています。

【解説】

先ごろ政府の税制調査会が発表した報告「あるべき税制の構築に向けた基本方針」では、「男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でない」などの理由から、配偶者特別控除を廃止すべきであると言っています。

昭和62年に配偶者特別控除が導入されるまでは配偶者控除だけでしたが、配偶者の所得が38万円（給与所得控除額を引く前の収入ベースでは103万円）を超えると、配偶者控除を受けられなくなるため、税引き後の手取額が減ってしまうという、いわゆる「逆転現象」が生じていました。

そのため、主婦のパート収入が103万円を超えそうになると働くのを控えるというケースが見られました。

そこで、配偶者の所得が増えるにつれて、5万円刻みで段階的に控除額を減らしてゆく制度が設けられました。これが、配偶者特別控除です。

もし配偶者特別控除が廃止されると、「逆転現象」が復活する事になります。そこで税制調査会も、「税引後手取額の逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう」と言っています。

